

社会福祉法人楽山会 次世代法に基づく一般事業主行動計画

策定日 令和6年6月1日

職員が、その能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年6月1日より令和10年3月31日
2. 内容は、以下の通り

目標1：育児・介護休業等の制度や行動計画についてホームページに公表し、法人内イントラネットおよび電子メールによる双方向通信によって、男女職員ともに活用できるように周知をはかる。

- 令和6年6月 ホームページに公開し、法人内イントラネットおよび電子メールによる双方向通信によって、男女職員ともに活用できるように周知をはかる。
- 令和6年6月 育児・介護休業規程についての周知をはかり、職員が仕事と子育てや介護等の両立がはかれるようにする。

目標2：令和6年度に、男性の育児・介護休業等についての制度を周知し、男性の育児・介護休業等の取得を推進し、男性職員とともに女性職員の活躍に資する措置を講じる。

<対策>

- 令和6年6月 ホームページに公開し、法人内イントラネットおよび電子メールによる双方向通信によって、男女職員ともに活用できるように周知をはかる。
- 令和6年6月から10月 男性職員のニーズの把握をはかる

目標3：子どもの健全な育成のための学校や地域貢献活動に参加する職員の実態を把握し、職員の子ども子育てに関する学校や地域貢献活動を支援することによって、女性職員の活躍に資する措置を講じる。

<対策>

- 令和6年度 男女職員の学校や地域貢献活動についてのアンケートを実施し、実態把握行う。
- 令和7年度 男女職員の学校や地域貢献活動アンケートに基づき、実態を分析し、支援等について検討する。
- 令和7年度 職員への支援等について地域の関係機関、学校等との連携について検討を開始する。